

平成26年度  
復興特区支援利子補給金  
公募要領  
(第2回)

平成26年8月  
復興庁

## 目 次

1. 事業の目的・支給対象事業等について
2. 利子補給金の交付額及び支払期間について
3. 応募書類等の提出について
4. 審査スケジュール及び結果通知について
5. 採用後の手続きについて（参考）

## 1. 事業の目的・支給対象事業等について

### (1) 事業の目的

本事業は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 2 条の基本理念を踏まえ、少子高齢化、電力その他のエネルギー利用の制約等の課題の解決に資する先導的な取組み、被災地域における雇用機会の創出等を図る事業の円滑な実施を支援することを目的としています。

### (2) 利子補給金の支給の対象

支給の対象となる金融機関は、東日本大震災特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号。以下「規則」という。）第 3 条に規定された以下のとおりとなります。

- ・ 銀行
- ・ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ・ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ・ 農林中央金庫
- ・ 株式会社商工組合中央金庫
- ・ 株式会社日本政策投資銀行

### (3) 対象事業

復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして規則第 2 条に規定された事業（下表参照）のうち、以下を満たすものとなります。

- ・ 復興推進計画の目標を達成する上で中核となるもの
- ・ 認定申請をする市町村における東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な事業として認められるもの
- ・ 単独の事業者への融資合計額が 3 億円以上のもの

表 規則第2条に規定された事業

第1号	疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業
第2号	農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
第3号	エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業
第4号	地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業
第5号	新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの
第6号	地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの
第7号	貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業
第8号	情報通信基盤の整備等に関する事業
第9号	地域における公共交通機関の整備等に関する事業

(4) 復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものの対象要件

以下に掲げる対象要件A、対象要件B、対象要件C及び対象要件D（以下それぞれ「要件A」、「要件B」、「要件C」、「要件D」という。）のうち、すべてを満たすものとします。ただし、規則第2条第1号から第4号又は第7号から第9号に該当する事業は、「要件B」の②、「要件C」及び「要件D」を満たすことで足りることとします。

<要件A>

認定申請を行う市町村におけるそれぞれの日本標準産業分類の大分類に占める対象業種（中分類）の占有率（新規事業所による増加分も含む）が上位5業種以内であること（以下のア、イのいずれかでこの要件を満たすこと）

ア. 売上高又は生産額（※）

イ. 従業者数（パート・アルバイトは含み、期間従業員を除く。）

（※）製造業、小売・卸売業は、売上高（製造品出荷額・小売販売額及びこれに準ずるもの）とし、これ以外の業種は、生産額とする。

#### <要件B>

##### ①規則第2条第5号又は第6号に該当する事業

対象業種の中における当該事業者の売上高又は従業者数（新規事業所による増加分及び既存事業所分）の占有率が概ね1/6以上であること

##### ②規則第2条第1号から第4号又は第7号から第9号に該当する事業

復興推進計画の区域において、当該事業の実施が地域で推進すべき位置付けにある事業に係るもの

なお、地域で推進すべき位置付けにある事業として該当せず、雇用創出が少なく、地元への経済波及効果が見込まれない等、市町村の復興への貢献が説明できない事業（例：メガソーラー等の設置による単純な売電事業）は対象となりません。

※ 上記②の「地域で推進すべき位置付けにある事業」とは、例えば次のいずれかに該当するものが想定されます。

- ・ 公的な各種計画（例：都道府県及び市町村の復興計画又はそれに類する計画）に位置付けられていること
- ・ 都道府県又は市町村議会の議決等を得ていること

#### <要件C>

次のいずれかを満たすこととする。

① 当該事業の事業費の規模が認定申請を行う市町村における要件Aの業種の設備投資平均額と同等以上と認められること

② 当該事業者にとって新たな生産目的等を達成するための設備投資※であって、事業費が年間の減価償却費を超える設備投資であること

（※：老朽化設備の更新・増強投資等は対象となりません）

#### <要件D>

資金計画が適正であると認められること

なお、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第44条第4項に基づき、当該貸付けが最初に行われた日から起算して5年間の利子補給契約を結ぶ制度となっており、国等の補助金を活用する場合は、当該補助金が交付されるまでのつなぎ融資は対象となりません。

また、国等の補助金の交付要綱等において、併用が禁止されている場合は対象となりません。

## (5) 貸付対象時期

原則として、平成26年12月から平成27年2月までに貸付を実行（融資契約及び貸出を行うもの）する予定のものを対象とします。

## 2. 利子補給金の交付額及び支払期間について

### (1) 利子補給金の交付額

単位期間ごとに支給する利子補給金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる算式により、算出した額となります。

$$\text{利子補給金の額} = A \times B / 365 \times C$$

A：単位期間における利子補給契約の対象である貸付契約の貸付残高又は法第44条第3項に規定する内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

B：Aの貸付残高の存する日数

C：内閣府告示で定める利子補給率（利子補給率は負の値にはならないものとする。）

なお、当該算式をもって計算した当該利子補給契約による利子補給金の額の合計が当該年度の予算から既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計を差し引いた残額を超えることが明らかになった場合、当該超えることが明らかになった新たに締結する利子補給契約の利子補給金については、次に掲げる算式をもって按分<sup>あんぶん</sup>計算した額とし、予算の範囲内において支給することとなります。

$$\text{新たに締結する各利子補給契約による利子補給金の額} = A \times B / C$$

A：利子補給金年度予算額 － 既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計

B：単位期間において新たに締結する各利子補給契約について、その対象である貸付契約の貸付残高又は法第44条第3項に規定する内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

C：Bの各利子補給契約に係る貸付残高の合計

### (2) 利子補給金支払期間

利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して5年間

### 3. 応募書類等の提出について

#### (1) 公募期間

第2回公募：平成26年8月25日から平成26年9月24日まで

#### 【26年度の公募予定】

第3回公募：平成26年11月頃

※ 現時点での予定であり、変更となる場合があります。

#### (2) 応募書類の提出方法

応募される地方公共団体の方は、応募申請書を上記公募期間中に復興庁復興特区班へ提出してください。【締切日までに必着のこと】

配達等の都合で締切日までに届かない場合がありますので、締切りの期限に余裕をもって送付されるよう十分御注意ください。

また、封書の宛名面には、「復興特区支援利子補給金提出書類在中」と朱書きで明記してください。

なお、提出に先立ち下記問い合わせ先に必ず事前にご相談下さい。

#### (3) 応募書類の送付先、事前相談及び問い合わせ先

復興庁 復興特区班 金融担当：佐藤、原

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル

電話：03-5545-7234

電子メール：[kiyoshi.sato@cas.go.jp](mailto:kiyoshi.sato@cas.go.jp)、[kosei.hara@cas.go.jp](mailto:kosei.hara@cas.go.jp)

#### (4) 提出書類について

別紙の応募申請書を使用して下さい。

・提出書類の用紙の大きさはA4版とし、片面印刷でお願いします（両面印刷は不可）。ワープロ打ち、フォントは12ポイント、書体は明朝体とします。

・提出書類の中央下に通しページを必ず付けて下さい。

・応募に係る審査は、提出書類に基づき複数名にて書面審査を行います。

また、審査中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。さらに、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

・提出書類は、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすくして下さい。

・提出書類は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類は返却いたしませんのでご留意下さい。

#### 4. 審査スケジュール及び結果通知について

原則、各回締切り後、速やかに審査を終了し、応募者に採否結果を通知します。

なお、融資契約締結日が変更できない等やむを得ない理由により、スケジュール通りの採否では対応できない場合はご相談下さい。

#### 5. 採用後の手続きについて（参考）

以下の申請書等を指定された期限までに提出してください。なお、提出期限は認定等の手続きにより変更となる場合があります。

(1) 復興推進計画の認定申請（申請者：市町村長）

平成26年10月17日（金）まで

※ 法第13条に規定する地域協議会における協議を経て申請してください。

(2) 指定金融機関の指定申請書（申請者：金融機関）

平成26年11月7日（金）まで

(3) 対象事業者の推薦申請書（申請者：事業者）

平成26年11月28日（金）まで

※市町村長による対象事業者確認書を添付してください。

(4) 利子補給契約申込書（申請者：金融機関）

融資契約後5営業日以内

以 上

(別紙)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

復興庁参事官 殿

特定地方公共団体の担当部署の長の氏名 ④

復興特区支援利子補給金事業の応募について

復興特区支援利子補給金事業について、下記のとおり応募します。

## 記

### 1. 申請者の概要

- (1) 特定地方公共団体名
- (2) 担当者名
- (3) 所属（役職）
- (4) 連絡先（TEL/E-mail）

### 2. 利子補給支給先金融機関の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者
- (3) 所在地、電話番号、FAX番号
- (4) 担当者名
- (5) 所属（役職）
- (6) 連絡先（TEL/E-mail）

### 3. 資金融資先事業者の概要

- (1) 名称
  - (2) 代表者
  - (3) 所在地、電話番号、FAX番号
  - (4) 従業員数（応募する特定地方公共団体に所在する事業所の従業員については別途記載）
  - (5) 資本金（単位：万円）
  - (6) 売上高（応募する特定地方公共団体に所在する事業所の売上高については別途記載）
  - (7) 業種（日本標準産業分類の中分類）
  - (8) 事業内容
  - (9) 既存工場・営業所等の一覧
- ※（2）、（5）、（8）、（9）については、HPで公開されている場合は、これに代えURLを示してください。

### 4. 資金融資先事業者における利子補給の支給対象となる事業の内容

- (1) 復興特区支援貸付事業の目的（認定申請をする市町村における東日本大震災による被害の内容、その被害からの復興のために必要な事業である理由等を記載）
  - ①計画の目標
  - ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

※採択された場合は、①、②で記載した内容を復興推進計画にそのまま記載していただくこととなりますので、公表を前提とした記載内容にしてください。
- (2) 事業の内容
  - ①工事期間
  - ②設備投資額（工事費）
  - ③予定出荷額

- ④工事内容
- ⑤業種（設備投資を行う事業の日本標準産業分類の中分類）
- ⑥施行規則第2条（公募要領1.（3））に規定する該当事業種別（①～⑨の別）
- ⑦従業者数（当該事業所の予定雇用者数（パート・アルバイト等を含み、期間工員等の非常用雇用者を除く。）、従業者数のうち新規雇用者数

5. 事業に必要な資金の額及びその調達方法

別表参照

- ※1：利子補給金の支給対象となる資金融資を行う全ての金融機関名及び融資額等を記載
- 2：収入と支出はそれぞれグロス計上（例：26年度期初に短期借入をし、期末に補助金を受領して借入を返済した場合は、短借、補助金受領、短期返済の金額をすべて記入）
- 3：補助金を受領している場合は、その補助金の名称を記載し、別途交付要綱等を添付すること。

別 表

事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
内訳	支 出 計						
	事業費 計						
	用地取得費						
	建設事業費						
	各種機器購入費						
	その他						
	短期借入金返済						
内訳	財 源 計						
	指定金融機関(長期) 計						
	〇〇銀行						
	△△銀行						
	指定金融機関(短期) 計						
	〇〇銀行						
	△△銀行						
	その他金融機関						
	政府系金融機関						
	補助金等 (国)						
	補助金等 (地方公共団体)						
自己資金							